

# 東京都子供・子育て会議 計画策定・推進部会（第5回）

平成26年9月9日（火曜日）

東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午後 6時00分開会

次世代育成支援担当課長 では、定刻となりましたので、ただいまから東京都子供・子育て会議第5回計画策定・推進部会を開催いたします。

本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

私は、本部会の事務局を務めます、福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課長の三浦と申します。失礼しまして、着席させていただきます。

初めに、お手元の配付資料をご確認いただければと思います。

資料の1枚目に、配付資料の一覧を記載しております。次第の下の部分ですけれども、本日は資料の1から8までご用意しております。また、事前に事務局から送付した資料について、駒崎委員と溝口委員から意見書が提出されておりますので、あわせてお配りしております。そのほか、パンフレットですが、東京都作成の児童相談所のしおり「みんなの力で防ごう児童虐待」、国が作成した「子ども・子育て支援新制度ハンドブック施設・事業者向け」についても配付させていただきましたので、ご参照ください。

資料の不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

続きまして、委員紹介ですが、所属の変更があった委員を紹介させていただきます。資料1をご覧ください。

榊原智子委員が、読売新聞東京本社社会保障部次長から、同社調査研究本部主任研究員に変更となっております。

本日の委員の出欠状況ですが、柴崎副部長、安念委員、岸井委員、駒崎委員、佐藤委員、清水委員は、所用によりご欠席でございます。オブザーバーとして当部会に参加いただいている網野会長もご欠席です。また、全国小規模保育協議会の大磯様、奥多摩町福祉保健課の太田係長がオブザーバーとして出席いただいております。また、今、小原委員、久住委員が、遅れてお見えになるということでございます。現在、部会委員25名中、17名のご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

次に、東京都の出席者でございますが、資料2の事務局名簿をご覧ください。

7月16日付の人事異動により、福祉保健局理事（少子高齢化対策担当）兼政策企画局理事（知事補佐担当）の宗田友子が就任いたしましたので、一言ご挨拶申し上げます。福祉保健局理事 ただいまご紹介いただきました、福祉保健局理事の宗田と申します。

委員の皆様方には、お忙しい中、昨年10月の会議設置以来、子供・子育て支援施策の全般にわたり、活発にご議論いただいていると伺っております。改めて感謝申し上げます。

子ども・子育て支援新制度の施行まで、いよいよ半年余りとなりました。現在、都においては、幼保連携型認定こども園の基準に関する条例案を今月開会する都議会に上程する、その準備を進めているところでございます。また、新制度に関する都の計画策定、これからいよいよ作業が本格化するところでございまして、その作業も加速させていかななくてはならないと思っております。

また、都は、都政運営の新たな指針となる東京都の長期ビジョン、これを12月に策定する予定であります。この9月には、その中間報告が出る予定になっておりますが、いずれにいたしましても、福祉先進都市の実現というのは、東京都の長期ビジョンの中で大きな柱の一つとなっております。こちらのほうにも、この会議で皆様にご議論いただいたことをできる限り反映させていきたいというふうに考えております。

皆様方には、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、引き続き、都の子供・子育て支援施策のさらなる充実に向けて活発なご議論をいただき、貴重なご意見、ご提言を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次世代育成支援担当課長 そのほか、人事異動により交代した者をご紹介します。

本会議の幹事長を務めます、福祉保健局少子社会対策部長の手島浩二です。

少子社会対策部長 手島です。どうぞよろしくお願いいたします。

次世代育成支援担当課長 幹事の福祉保健局事業推進担当部長の松山祐一です。

事業推進担当部長 松山です。よろしくお願いいたします。

次世代育成支援担当課長 次に、資料3をご覧ください。計画策定・推進部会の第1回から4回までにいただいたご意見を検討事項別に取りまとめております。

本日ご議論いただき、特別な支援を必要とする子供や家庭への支援については、13ページに記載しておりますので、適宜ご参照ください。

なお、本会議は公開で行い、配付資料や議事録については、後日、都のホームページに掲載いたしますことを申し添えます。

この後、議事に入りますが、ムービー、スチールともカメラ撮影をされている方がいらっしゃいましたら、ここまでとさせていただきますので、カメラの方はご退出をお願い

いいいたします。

それでは、この後の議事進行は、柏女部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

柏女部会長 それでは、皆さん、こんばんは。ようやく涼しくなったこの時期に、慌ただししい時期にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございました。

今ほど、宗田理事のほうからもお話がございましたように、国のほうの子ども・子育て会議は、公定価格のことも含めて峠を越したということが言えるかと思えますけれども、地方版の子ども・子育て会議は、まさにこれからが本番というところで、熱い議論が続いております。

特に東京都では、この子供・子育て会議が、他県に、都道府県というレベルで考えますと、飛躍的に多く開かれておりまして、熱い議論が戦わされております。どうぞ皆様方にも、ご協力をこれからもよろしくお願いいいたします。

今日は、特別な支援を必要とする子供や家庭への支援について議論をしたいと思えます。新制度の基本指針におきましては、都道府県計画の必須記載事項として掲げられている四つの事項、つまり、今日議論をいたします、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実、この四つについて、それぞれ議論をお願いしたいというふうに思います。

今ほど紹介がありましたように、複数の委員から提出された意見書について、ご説明をされたい場合につきましては、該当の説明後に、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。

今日議論をする検討事項のうち、社会的養護、ひとり親家庭支援、障害児支援、この三つに関しては、本会議のときにも説明がありましたように、当会議とは別に専門的な会議で検討が行われております。事務局には、資料説明の際、各会議における検討状況についても、あわせてご紹介をいただきますようお願いしたいと思います。

この会議では、各会議での検討成果を踏まえて意見交換をし、そして、今日の意見につきましては、各会議のほうに引き継ぎをさせていただきます。そして、参考にさせていただきまして、十分意を酌んで議論をしていただくという形にさせていただきたいと思えます。ですから、ぜひ積極的なご意見をお願いしたいと思います。

それでは、時間の関係もありますので、早速議題に入っていきたいと思います。

まず最初に、児童虐待防止対策の充実について議論をしていきたいと思えますけれども

も、時間の制約がございますので、被虐待児への支援を考える上で、とても関係の深い社会的養護体制の充実についても、あわせてここでは議論をしたいというふうに思います。

この二つの事項について、事務局のほうから、まず資料の説明をしていただき、その上で議論をしていきたいと思えます。

時間的には、今日四つをすることになっていて、今、児童虐待防止と、それから社会的養護が二つですので、半分ということですので、大体19時ぐらいをめどにやりたいというふうに思います。そして、その上で、ひとり親家庭と障害児支援をおのおの半分以上ずつぐらいで進めていきたいと、こんな流れで進めていきたいと思えますので、ぜひご協力をよろしくお願いしたいと思えます。

それでは、まず最初に、児童虐待防止対策、社会的養護体制についてご説明をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

家庭支援課長 家庭支援課長の木村です。

資料4をお開きください。児童虐待防止対策についてご説明します。よろしいでしょうか。

まず、左側の児童虐待相談の現状をご覧ください。こちらのグラフを見てのとおり、児童虐待の相談対応状況というのは、右肩上がりが増えてございます。下の線が児童相談所の受付件数でございます。今年度も、これよりももっとさらに角度が高い伸びを示しているところで、そういった現状としては、相談状況が増えているという状況です。

これに対して人員体制も、下のところに書いてあるとおり、児童福祉司については149人、平成17年度、平成26年度は196人、児童心理司についても、同じように増やしているところでございます。

これについて、都における相談対応体制なんですけれども、右側の図をご覧ください。

まず、区市町村の役割なんですけれども、まずは子供、家庭に関わるあらゆる相談に対応ということで、寄り添い型の相談をしている機関でございます。中には、この職員体制は虐待対策ワーカー、虐待対策コーディネーター、いわゆる児童福祉司の資格、任用資格を持った職員の配置、また、心理司の配置を行っているところでございます。

ただ、これについては市区町村によってまちまちの状況で、そういったところは一つ課題があるのかなというところなんです。

東京都の体制については、右側をご覧ください。役割についても記載してありますが、

要保護性の高い困難事例への対応というところ、専門的な知識を持った事例への対応、また、区市町村への支援ということを行ってございます。いわゆる介入型、28条ケースというような代表的なものがございしますが、そういった形で、家庭の中に踏み込んで対応していくような、日常事を行っていくような施設入所とか、そういったことを行っている機関でございます。

この二つの機関が、東京ルールという、連携のツールがあるんですけども、それを使ってお互い連携しながら、ケースがそれぞれの機関のはざまに落ちないような対応を行ってございます。また、区市町村の大きな役割として、要保護児童対策地域協議会のコーディネーターという役割も担ってございます。

東京都は、区市町村に対して、子供家庭支援センターというのを平成7年に設置しまして、ここに記載しているとおりの強化策を行っているところでございます。区市町村が児童虐待の通告の窓口となったのは、明確になったのは平成16年の児福法の改正ですので、それに先立って東京都としては、こういうような取り組みを行っているところでございます。

右側に、都と区市町村の連携強化の対応状況が記載されてございます。

こういった相談対応体制で、課題として左下のところに書いてあるんですけども、まず子供家庭支援センター、区市町村ですが、増加する虐待相談への対応というところで、一義的に幅広い相談への対応をしていると、あと、いろんなサービスを提供するような対応をしているところで、そういったところの支援についてどう考えているかというところです。

また、虐待の未然防止を視野に入れた子育て支援策の充実や活用の徹底、支援体制の整備というところ、これが区市町村によってまちまちというところで、そういったところが課題としてあります。

あと、人材育成です。この市区町村の組織の中での、この仕事につくジョブローテーションというものが、5年やったら異動してしまう、4年やったら異動してしまうというところで、この人材育成は、かなり大きな課題なのかなというようなことを考えてございます。

あと、虐待防止・早期対応に向けた地域住民や関係機関への理解促進というところが、まず子供家庭支援センターの課題として考えられます。

児童相談所のほうが下のところに記載されていますが、同様に、増加する虐待相談へ

の対応というところ、また、専門知識及びスキルが必要な困難ケースが増えてきていると。

虐待によりダメージを受けた子供へのケアということで、発達障害、いろんな今までにない困難なケースが出てきているというところで、そういったものの対応、また、家族の再統合というような、一つの大きな課題もあるのかなというふうに考えてございます。

また、市区町村と同様に、地域住民・関係機関の理解促進というのがございます。

論点としまして、ぜひ委員の皆様からご意見をいただきたいんですが、地域における虐待の未然防止・早期対応のためにどのような取り組みが必要なのか。あと、関係機関のさらなる強化、連携強化のためにどんなことが必要なのか。あと、地域住民の虐待防止の意識向上のためにどのような取り組みが有効なのか。ぜひこの辺のところのご意見をいただければなと思ってございます。

説明は以上です。

育成支援課長 続きまして、社会的養護についてご説明をさせていただきます。

育成支援課長、栗原と申します。よろしくお願いいいたします。

資料5 - 1 をご覧いただきたいと思います。東京都児童福祉審議会専門部会（社会的養護について）でございます。

現在、社会的養護につきましては、児童福祉審議会専門部会でご議論いただいているところでございます。左上のこれまでの取組をご覧いただきたいと思いますが、実は平成20年度におきましても、東京都児童福祉審議会からご提言をいただいております。

大きくは、4点の柱になっております。

家庭的養育環境について、それから、虐待を受けた子どもへのケア体制の充実・強化について、三つ目が、親・保護者への支援について、最後4点目が、人材育成という点でございます。こうした提言を受けて、現在、この提言に沿いながら施策を進めているところでございます。

あわせて、東京都次世代育成支援後期計画、本年度最終年度になりますが、ここでも同じように、家庭的養護の推進、施設機能の強化というようなものを目標に挙げて取り組んでいるところでございます。

右上、国の動向をご覧いただきたいと思いますが、国におきましても、平成23年7月になりますけれども、社会的養護の課題と将来像というものを示して、いわゆる里親

の優先であるとか、里親の委託を優先するということであるとか、施設についても家庭的養護の環境を増やしていくんだというような形態でございます。

あわせて、施設本体で暮らす子供、そしてグループホームで暮らす子供、里親、ファミリーホームで暮らす子供をそれぞれ3分の1にしようというものでございます。これが24年11月に、さらに詳細になりまして、これから27年をスタートに平成41年までの15年間、1期5年の3期計画でそれぞれ3分の1にするような目標について、しっかりと都道府県で計画を立てて取り組みなさいといったものがここで示されております。

こうしたこれまでの児福審の提言であるとか、国の動向を受けて、今般、改めて社会的養護について検討していただいております。それが左下でございますけれども、大きくは、これまでの進捗状況を踏まえながら、一時保護のあり方について、都市型、東京における児童養護施設、あるいは施設養護のあり方について、それから、里親、ファミリーホームといった家庭養護の推進について、そして、家族支援、この4点について検討していきましょうということでスタートしてございます。

委員としましては、里親の東京養育家庭の会の理事であるとか、それぞれ施設、乳児部会、母子生活支援施設の母子福祉部会、児童部会、それから学識経験者等々で構成された委員の皆様でご審議いただいております。

次ページをご覧くださいと思います。

これまで児童福祉審議会では、専門部会におきましては、7回、既に議論をさせていただいているところでございます。当初、先ほどご説明しましたように、四つの柱でスタートしたところでございますが、やはり施設等を退所した後の自立支援というのも非常に重要だということで、現在はこの五つの柱で議論をさせていただいております。

これまで6回につきましては、それぞれ個別テーマについてご議論いただき、前回7回目ですべてのまとめ、現在ご覧いただいている資料に基づきまして、全体のまとめについてご議論いただいたところでございます。

現状と課題は既にご配付してございますので、説明は省略させていただきますけれども、それぞれの柱について、ポイントをご説明したいと思います。

まず、1点目の生活環境の保障でございますが、これにつきましては、平成30年までは、社会的養護を必要とする子供たちが増えていくという東京都の需要推計がございます。これに基づいて、現行につきましては、まずそうしたニーズを必要としている子

供について、量の確保をまずしようというのが1点目でございます。

ただ、そうはいても、施設につきましては、施設本体の小規模グループケアを進め、あるいは地域へ向けてグループホームを整備していくということも必要だろう。それから、施設不在地の家庭(的)養護の整備というのは、これは現在、23区26市におきまして半数近くのところで、こうした社会的養護の拠点となる施設がございません。そういう意味で、この不在地において新しい拠点づくりをどうつくっていくかというのが、この論点になっているところでございます。

それから2番目、家庭的養護、これは文字どおり、里親、ファミリーホームの委託推進、そして、そもそものファミリーホームの設置促進についてご議論いただいているところでございまして、ファミリーホームは、外形的にはグループホームと同じ形をとっておりますけれども、いわゆる養育者のもとに子供たちが来るところ、24時間同じ人が養育者としている、家庭に迎えるということが違うところでございますので、こうしたファミリーホームの設置促進についてご議論いただいているところでございます。

それから二つ目の柱が、施設・支援者の質の向上ということで、これは支援者側の質ということをいかに極めていくかということでございまして、特に社会的養護につきましては、措置制度でございますので、子供たちがみずから施設などを選ぶ、選択することができませんので、そういう意味で、入所した施設で差が出ないようにということで、全ての施設において虐待等々の専門的な対応ができるような機能強化であるとか、そもそも職員それぞれの人材育成ということについて、ここでご議論いただいているものでございます。

それから三つ目が、家庭復帰に向けた児童相談所と関係機関の連携というところでございます。一度は、社会的養護を必要ということで親子分離をしているところでございますが、できれば、当然ながら、家族再統合に向けた支援が必要になってくるところでございます。現状といたしましては、その中でも、親支援というのが非常にキーワードになってくるということで、それぞれ三つの段階で、体制強化であるとか、親支援のプログラム、あるいは関係者での十分な情報共有というようなポイントでご議論いただいております。

さらに、地域にございます母子生活支援施設、これは措置施設ではございませんで、区市町村が利用契約を結ぶところでございますが、こうした区市町村の社会資源を十分

に生かしていくというようなところでございます。

四つ目が、自立生活ということで、これにつきましても、退所した後、継続的に地域で生活をできるように、つまり大学を中退したり、あるいは就職がうまくいかなかったときにもしっかりと支えていけるようなサポートということで、自立支援コーディネーター、児童養護施設に置く自立支援コーディネーターであるとか、あるいは施設においても、子供たちのために戻ってこられるような機能を準備する、生活の場を提供する必要があるだろうということでございます。

あと、生活を、主に就労支援をする自立援助ホームについても、専用の職員を、ジョブ・トレーナーを配置すべきだということでございます。

最後に、一時保護の話でございますが、一時保護につきましても、現行、かなり多くの入所率、あるいは期間も長く入所しているケースもございます。そういう意味で、一時保護中の子供たちの支援の強化、児童の処遇の一層の向上を図るという意味で、外部評価の導入であるとかということが挙げられております。

また、そもそも要保護になる前の要支援のところ、地域でしっかりと支えていくという意味で、ショートステイの一層の活用というようなところも議論として挙がっているところでございます。

次ページ、5 - 2をご覧くださいと思います。こちらは先ほど申しました、平成41年までに3分の1にするという都道府県推進計画でございます。特に右側、2番、推進計画の供給量の目標設定についてでございますが、こちらは第1期、平成31年の目標値を箱のような形で設定しております。41年には、目標とすべき数値として、おおよそ3分の1に近づける数値を挙げておりますが、これに近づけるためには、今ご説明させていただいたような、これから提言いただくことをしっかりと取り組んでいく必要があるだろうということでございます。

それから、次ページは、参考資料といたしまして、東京都の社会的養護の現状についてお示しをしております。

私のほうからの説明は、以上でございます。

柏女部会長 かいつまんでご報告をいただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様には、事前に資料をお送りさせていただいておりましたので、ご覧をいただいていたかと思っております。時間の制約もございますので、児童虐待防止、社会的養護をあわせて議論を進めていきたいと思っております。

ご発言のあります方は、どうぞ、どなたからでも挙手をお願いいたします。

久住委員、お願いいたします。

久住委員 虐待の関係の資料4なのですが、グラフが一番左の上にあるんですが、ぜひここの中に一時保護所の定員数の推移を入れていただけると、現場で何が一番対応として困っているのかというのが、すごくよくわかるかなというふうに思って、多分これは余り増えていないだろうなというふうに思っていて、虐待の関係で東京都さんと連携をして私たちもやっているんですが、一つは、このステージごとに少し考えていくということで、未然防止という観点からは、今回の新制度にある、地域子ども・子育て支援事業、余り議論がないんですけども、ここの中の事業をいかに充実していくかというのが、少しこの虐待の未然防止という視点から、例えば利用者支援事業であったり、一時預かり事業であったり、それから地域子育て支援の拠点事業であったりという論点が、もっと充実するような形で議論がされてもいいのかなというふうに思っています。それは未然防止の視点での取り組みの観点です。

もう一つは、虐待の具体的な対応力の観点からすると、やはり一時保護のところでもう少し充実をしていないと、現実的には、長期的に、資料5のほうの議論にもなるんですけども、そっちのほうの対応に行くにしても何にしても、やはり一時保護として対応する、緊急避難的に対応するという力をつけていかないと、ちょっとこの虐待の件数に対して、一時保護所の整備の充実度が余りにも低過ぎるのではないかな。そこが今、東京都さんと、私たちは特別区ですけども、特別区の中での具体的な東京ルールを定めたとしても、なかなかそれがうまく回っていないという肌感覚というのがどうしても拭き切れないというふうに考えていますので、ぜひ資料4については、今申し上げた2点の視点を入れていただければありがたいなと思います。

以上です。

柏女部会長 ありがとうございます。

統計になりますけど、一時保護所の定員の増については、何か今手元に統計はありますか。

家庭支援課長 平成25年5月に、一時保護所、江東児童相談所に新設しまして、定員32名増というところで、そういった形で増やしています。ちょっと過去の経年というのは、今手元にないんですが、需要に応じて増やしてきているという現状はございます。

柏女部会長 直近では32名、25年度に増加をさせていると。ただ、今ご意見あった

ように、一時保護所については、やはり支援が長期化していると、保護が長期化しているといったような議論は、あと場所が足りないとか、そういう議論は専門委員会のほうでも出ておりまして、提言の中でもそうした議論が進んでおりますので、さらにそれを補強する貴重なご意見として引きとらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

では、松田委員からお願いします。

松田委員 ありがとうございます。せたがや子育てネットの松田です。

さっき久住委員が言ってくださったように、地域子育て支援事業のところ、こことどういうふうに絡んでいくのかというのは、とても大事かなというふうに感じています。

実は、今日、東京都の子育てひろばを運営されている方の研修をやってきましたけれども、大変厳しい状況でした。親に対してとても何か厳しい目線があるなというところで、ひろばも本当に多様な方たちがいらっしゃっていて、運営されている方も、直営の方もいれば、株式会社の方もいれば、NPOの方もいれば、社会福祉法人の方もいらっしゃって本当に多様だったんですが、いらしている方たちの、今の子育てにもうついていけない状況なんていうのもちょっと感じとれて、なかなかそういう、本当にちょっと相談を身近でしたいなと思ったときに、いきなり相談窓口に行けない、自分がまだどういふことでもやもやしているのかわからないような方たちがつながるのに、もっともっと研修が必要だなというふうに感じています。

東京都さんが、初めて今年研修をやってくださったということで、今日が皮切りで始まるんですけど、この間の空白期間のことをすごく思い知りました。同時に、そういったところに対応していくのに、やはりその人たちの学びが、児童虐待防止の視点というのも本当に大事なんですが、実際のところ、地域の要対協 要保護児童対策地域協議会にそういったところが入れていない区市町村は結構あるんじゃないかなというふうに感じています。

世田谷は私も入っていて、全区版とそれから地域版と、それぞれ拠点のエリアで入らせていただいているんですけど、そういうところの支えがあって、やっぱり拠点事業も見守りの目ができるかなということと、そこにいらしている方たちが、こういったことを理解していただくことで、地域のほうの子育て力も上がっていく、その人たちが循環して、例えば地域で里親になってくれたりとか、主任児童委員さんになってくれたりと

いう、長い目で地域の見守りにもなるなということを感じて、ぜひそういうところを絡めていただけたらと思います。

何にしても、ここに何か予算が足りないなということを感じていて、人が増えましたということは、つまり予算が増えているということなのか、何かその辺がとても心配なので、ぜひここにきちんと予算がつくようにという、何か漠然としたお願いで申し訳ないんですが、それを切に願いました。ぜひよろしくをお願いします。

柏女部会長 ありがとうございます。地域子ども・子育て支援事業そのものの充実、先ほど久住委員もおっしゃいましたけれども、そこがとても大事だという点と、それからもう一つは、要対協にそうした地域子ども・子育て支援事業の事業者が余り入っていないということで、これは国のほうでも問題になって、今、私も委員をしております、要対協の設置運営指針の改定を行うことを検討しています。利用者支援事業とか、あるいは放課後児童クラブなどが要対協に加盟するように、指針も改定するというのを今検討しております。

ありがとうございます。

それでは、大磯さんは、駒崎委員からの意見書に関してでしょうか。

全国小規模保育協議会（大磯オブザーバー） はい。本日、全国小規模保育協議会理事長の駒崎が欠席をしております、私が代理で意見書の内容を発言させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

柏女部会長 わかりました。では、どうぞよろしくお願いいたします。

全国小規模保育協議会（大磯オブザーバー） 皆様のお手元に意見書があると思いますが、こちらの内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、児童虐待防止対策の充実についてです。

今年5月に厚木市において5歳の児童が父親のネグレクトによって死亡し、白骨化して見つかる事件が起きました。被害者の児童のように、「居所不明児童」が必要な教育・福祉サービスも受けられず、虐待や殺人事件の被害者となっています。日本全国で、小中高生だけで705人、乳幼児を含めると5,000人という報道もあります。東京都は、ぜひ「居所不明児童ゼロ」を目指し、有効な対策をとってください。

例えば、児童手当を給付するかわりに健診を受けさせる。または、児童手当を一旦止めて、手続のために両親を子供連れで来させるなどの対応をしていけば、悲劇は防げたと思います。東京都は、基礎自治体とともに「居所不明児童ゼロ協議会」を創設し、具

体的なアクションにすぐに取り組むべきだと考えています。

次に、支援を担う人材の確保、育成について発言いたします。

児童虐待の相談件数は増加しているにもかかわらず、児童相談所等の現場の職員の数が足りておらず、対応が十分にできているとは言えない状況です。そのため、現場の職員数を増やすことを求めます。しかしながら、公務員数を増やすことに上限があるのも事実です。ゆえに、非公務員を児相の現場に積極的に登用することを検討してください。

例えば、膨大な量のケースを抱えているケースワーカーに補助をそれぞれつけることによって、ケースワークの質を高めていく等のことが考えられます。児相の業務は福祉性が強く、専門性が高いのはよくわかっていますが、全ての業務が公務員でなければできないというものではありません。業務を棚卸しし、切り分けし、公務員以外でできる部分は非公務員に任せていくなど、機動的な人材補強をしていただきたいと思います。

次に、社会的養護体制の充実について申し上げます。

まず、特別養子縁組についてです。

東京都と民間の特別養子縁組団体とのコミュニケーションができる会合の場をつくってください。半年に1回でいいので、コミュニケーションの場を設け、それぞれのケースの中で連携可能な部分を発見し、実践につなげていただきたいと思いますと考えております。

次に、「東京都里親認定基準」の「家庭及び構成員の状況」項目（5）の撤廃について申し上げます。

こちらの項目は、認定の段階で、かかる条件を欠く未婚者や同性カップルなど、法律婚夫婦に該当しない者を排除する項目となっております。

私自身、同性愛者であり、同性愛者の場合は、同じ 私は男性ですので、男性と恋愛をしたり、結婚を希望しているのですが、残念ながら日本では、同性婚ですとか、そういった法律がないために、同性カップルは法律婚夫婦としては認められておりません。そのために、そういった同性カップルや未婚者を排除しないような、そういった制度設計をしていただきたいと思いますと考えております。

児童養護施設偏重の現状を是正するため、政府が家庭養護の促進という目標を掲げる中、このような旧態依然とした基準は、多様な人材をあらかじめ排除するものであり、現状に即していません。里親にふさわしい人材が否かは、認定・登録の後の委託の段階で判断されるべきです。法律婚をしている夫婦のみを「里親にふさわしい人材」として

認定基準とすることは、そのほかの人材を排除し、ひいては、要保護児童が養育家庭などで生活できる機会を狭めるものです。よって、「東京都里親認定基準」の「家庭及び構成員の状況」項目の(5)の撤廃を求めます。

以上です。ありがとうございます。

柏女部会長 ありがとうございます。貴重なご意見として、専門部会のほうに送っていきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

ほかはいかが では、榊原委員、お願いいたします。

榊原委員 ありがとうございます。1点、最初に教えてください。

児童虐待相談の現状のグラフのところ、区市町村と東京都で2本線が書かれているんですけども、これはつまり受け付けた機関が市区町村の行政機関であった部分と、東京都が行政機関として受け付けた件数ということであり、東京都内で受け付けた虐待相談件数の総数は、これと、上のグラフと下のグラフを足し合わせた数、直近の平成25年であれば、1万4,900件ぐらいだったという理解でよろしいのでしょうか。

柏女部会長 じゃあ、これについてお願いします。

家庭支援課長 今おっしゃられたとおり、受け付けた件数、相談対応した件数で、例えば9,479件の中に、児相で対応した5,414件のケースがまじっている場合があります。ですので、これを足し合わせた件数が、要は児童虐待の件数ということではなくて、相談を受けた件数というような数字になります。それぞれが相談を受けた件数。ただ、同じ人が両方に相談している場合もあるので、カウントとしては、両方に載っている場合があるということです。

榊原委員 そうすると、都内全体で、これはただ、たまたま声をかけられたからということで1件とカウントするのではなくて、虐待に相当する相談であるということがきちっと認定されたものをカウントしているというふうに、私は国のほうでは聞いているんですけども、どれぐらいのダブリがあるかは把握されていないですか。

家庭支援課長 相談に乗った件数ということで、それはダブリを、現場レベルでは、ケースとしてお互い関わっているねというのはわかるんですが、統計上、それがどれぐらいかぶっているかというのは、わからないというところです。

榊原委員 でも、国のほうでは、直近の数字がたしか7万件を超えたという総数になっていると思うんですが、その中の内数ですよ。

家庭支援課長 国の数値は、児童相談所が受け付けた件数を載せています。なので、市区町村の受付相談件数は、あれには載っていないということになります。

榊原委員 ああ、そういうことなんですね。区市町村が受け付けて、これは児童虐待に相当する数であるという、東京都のほうでも察知したものというものが、この5,400に入っているんですか。

家庭支援課長 区市町村がまずもって対応して、先ほど、右側の強制的な介入、児相の専門性が必要だというときには、ケースが送致されたり、相談して共同で対応したりするというような形になってございます。

榊原委員 わかりました。ありがとうございました。すみません、全国で7万件ぐらい起きている中で、東京都がどれぐらい占めているのかということ把握したくて伺いました。

そういう意味では、市町村との連携もあるということで、東京都内で児童虐待件数と認定されたものは、大体5,000ちょっとであるということでもいいわけですね。よろしいわけですね。理解が間違っていなければそのまま大丈夫です。

家庭支援課長 はい。

榊原委員 わかりました。ありがとうございます。

その上なんですけれども、私も社会的養護の取り組みというもの何か違いますか。  
保育支援課長 すみません、お手元の資料の児童相談所のしおりの10ページに、経路別対応状況というのがございまして、この真ん中のあたりですが、これは児童相談所に通告をいただいた機関の数字が載っておりまして、経路別対応状況の真ん中のところに、子供家庭支援センターがあります。25年度は742件ですが、これはまさに、先ほど木村が申し上げた、子供家庭支援センターから児童相談所に、これは深刻なケースだということで送られた件数であると。数字的には、こういったところが統計で捉えられております。

榊原委員 ありがとうございます。この数字を見たところ、東京都内では子供の人口が急激に増えているわけではないけれども、虐待件数は、虐待というふうに把握された件数は増えているというふうに理解していいんだというふうに理解しました。

社会的養護の取り組みを私も取材等してきた者として、これまで、例えば児童養護施設などの小規模化であるとか、家庭的な環境を導入していくといった取り組みにおいて、東京の中での取り組みが全国をリードするような試みをやってこられたというところを

聞いておりますし、評価しているところなんですけれども、こういうふうにニーズが困難な事例が増えているという中において、もう1段、強い取り組みが必要になっているという現実が、ここで確認できるんじゃないかというふうに思います。

その上で、じゃあ、どうしていくのかという今回の議論なんですけれども、1点が、東京都が推進計画の目標達成に向けて取り組むべきことというふうに挙げていただいている資料5-2の右下のところ、  
、  
を拝見すると、この流れというのは、国の目指している方向性と同じであり、私も異論のないところではあるんですが、1点、国が目指している流れの中で抜け落ちているなというふうに思うのが、特別養子縁組の推進です。妊娠期から、親のほうにさまざまな困難な状況があり、この子は育てられないという、その妊娠葛藤を抱えた事例を早く把握し、そこで、生まれた後の深刻な虐待が発生しているということが国の調査でも明らかになっているわけですから、なので、出生直後から特別養子縁組というパーマネントな家庭を与えるという取り組みをやっている児童相談所は、全国の中にもあり、今、そういった取り組みが推進される方向にあるというふうに理解していますが、こうした妊娠期からの相談に乗り、出生直後の縁組を行うという取り組み、「愛知方式」というふうに国も言って、推進を都道府県にも呼びかけていたと思うんですが、東京都においてどういう取り組み状況になっているのか教えていただきたい。

それから、里親の推進というのは、都のほうでも進めておられるというのは理解しているんですが、ここにおいて、先ほど松田委員のほうからもありました、NPOとの連携というものがもっとあっていいのではないのかなということを感じています。福岡市は、里親委託を急速に進めて、かなり上手に運営しているということで注目された自治体の一つですけれども、聞いてみると、そのポイントは、地元にいるいろいろな根差したつながりを持っているNPOの人たちとの協力があったからと。それが、その後、委託後の見守りにもつながっているということだったと思うんですが、そのNPOとの連携において里親委託を進めていくというようなお考えが、もう少しこの中にもあっていいのかなというふうに思いました。

以上です。

柏女部会長 ありがとうございます。

今、ご質問も含めてありましたので、幾つかほかにご意見をいただいた上で、総括的に担当のほうから、事務局のほうからご回答をいただきたいというふうに思います。

では、久住委員、お願いいたします。

久住委員 ごめんなさい。ちょっと勘違いしていて、(5)の社会的養護の議論もここでして構わないんですね。

柏女部会長 そうです。

久住委員 先ほどは虐待の観点で意見を述べさせていただいたんですが、こちらの観点では、二つ意見を述べさせていただければと思います。

資料5-1の後ろ2枚目に、五つの中心的な取り組みということで、あるんですけども、これは思い切って、五つを取りまとめた大きな方針みたいなものをバンと出したら格好いいかなというのを思ったんですね。

ちょっと前に「子育ての社会化」という言葉が言われたんですけども、こういった、今、榊原委員からもご発言があったように、もうそろそろ、家族丸ごと支援みたいな視点というのを日本社会も出していかないと厳しいのかなと思っています。そうした意味で、ぜひ、東京都が先進的なこの計画をつくるということでいくと、(1)から(5)までをトータルとして、これはどういうことなんだろうかということになってきたときに、もう丸ごと家族を支援していく、「家族支援の社会化」と言ったらいいのか、そういった大きなビジョンというのを掲げたほうが、この(1)から(5)までのことというのが非常に生きてくるのかなと思っています。それが、子育てというもうちょっと狭い視点ではなくて、もっと家族というところなんだよというのが、(1)から(5)を貫く理念という形で考えると、もう少しこれからの社会、日本社会の子育て支援の方向性が明確になるのかなというのが一つの意見です。

もう一つは、先ほどの発言とも絡むんですが、資料5-2の、具体的にこれからどういう計画をしていくのかといったところの「都道府県推進計画の目標達成に向けて取り組むべきこと」というところに三つご指摘をされているんですが、やはりどうしても、一時保護のような公的な取り組みから社会丸ごとで担っていこうというような視点が、どうしてもここから感じてしまうんですね。確かにそれは大事な視点ではあるんですが、やはり緊急避難的に、今一番虐待の現場で困っている、どうしようかといったときに、一時保護所は満杯なんだよ、だめなんだよという押し問答がどうしても東京都さんと我々の家庭支援センターの中での、どうしてもやりとりになってしまって、どうしよう、どうしようというので、なかなか、夜の9時、10時までかかってしまうケースも結構ある。

そうしたときに、やはり から で、これから、小さな社会なんだということで取り組みを、もっと地域だとか、丸ごとNPOだとかというところの視点は大事にしていかなければならないというのは、よくわかるところではあるんですけども、やはり一時保護というの、どこかの段階できちっと充実をしていかないと、それは両輪として考えていくべきなんではないかなというふうに思いますので、ぜひそこは、経費との関係で、お金のかかることではあるんですけども、どうしても重要な視点なのかなと思いますので、ぜひご検討をいただけるとありがたいなと思います。

以上です。

柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、市東委員、お願いいたします。

市東委員 今、家族丸ごと支援の提案がありましたが、私たち民生委員児童委員は、地域で子育て支援をしていくなかで、思いますのは最近とみに親の養育力不足とりわけ様々な疾患を持ちながら子育てをしている現状に出会うことが多くあります。生活習慣などの面で年齢相応の成育ができてなく、入学後に学校からの情報により家庭訪問をして始めて現状がわかり、ちゃんと育てられたらこの子はきっと普通の生活ができたと思うこともあります。たとえば歯磨きの習慣、髪を整える習慣など基本的なこととか、食育の部分でもお湯を沸かすことぐらいしかしていなく、レトルト食品やお惣菜を買う、外食などバランスの悪い食生活を強いられています。そういうお子さんが、学校の先生の支援とか、ファミリーサポート、先ほどおっしゃった放課後子供教室などのサービスによって、少しずつ成長していくケースがある。たまたま昨日、いじめも絡んだそのような話がありまして、親の養育というのがすごく大切だと感じているところですので、やはり丸ごと支援というのが必要になってきているかなと思いました。

ありがとうございます。

柏女部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

では、溝口委員、お願いします。

溝口委員 認証保育所をやっています、溝口と申します。

児童虐待防止の論点のところの話をさせてください。

論点に、地域における虐待の未然防止、それから、さらなる連携強化ということがございますが、実例を踏まえまして、私のところは、あきる野市という市なんですけれど

も、私は、東京都認証保育所ですから非常に規模の小さい保育所ですが、子供家庭支援センターがあることによって、情報を共有したり、それから、要保護児童対策地域協議会等に参加することで、かなり子供それぞれのケース、それから大きな保育、市の姿勢というか、そういったものも含めて、非常にいい効果を生んでいると思うものですから、これからも子供家庭支援センター、東京のルールの中できちんとした位置づけでやっていただければなと思っております。

事業所内保育、小規模、それから家庭的保育、居宅訪問型等、法定13事業のうち、あるわけですが、当然ながら、先ほどから述べられている、それらの地域拠点は当然ですが、そちらの事業のほうもきちんと要対協等に入る形で、同じような情報共有をしたり、問題認識をするような形をとれるような仕組みをつくっていただきたい。これ、実は基礎自治体によっては、要対協等に全く認証保育所等が入っておりませんので、その辺はきちんと東京都がご指導すべきじゃないかと思っておる次第でございます。

もっと大きく広げれば、今後も恐らく保育の必要となったところで、やはりベビーホテル等、給付の体系に入らない、認証も入らないんですが、ベビーホテル等で保育をされる子供がいるわけですから、もう少し広い意味では、そのあたりも基礎自治体のほうで情報共有できるような仕組みをつくるべきじゃないかとも思っております。

1点、問題点がございまして、現況もそうなんですけれども、どうも公共は民間事業者に対して、守秘義務があるのか何かわかりませんが、情報の吸い上げはしても、情報のフィードバックや、あと、提供はしないという姿勢が強いように感じております。ですから、長い支援であったり、もっと包括的な支援を考えるのであれば、そこに一つ、もちろん情報は共有するわけですから、守秘義務等の責務がきちんとかかるという前提のもとで、事業者によって差異が生じないように、それから、行政だけが情報を持っていて、小出しにするようなことがないようにしていただけるといいなとも思っております。

以上でございます。

柏女部会長 ありがとうございます。

では、石橋委員、お願いします。

石橋委員 すみません、大変細かい質問で申し訳ないんですけども、この資料5 - 1の2枚目、家庭復帰に向けたという3番目の括弧、提言の欄に、「児童相談所の親支援

プログラムの一層の活用」と書いてあります。この親支援プログラムの活用について、例えばどういうことが行われているのかを少し教えていただくとありがたいです。

柏女部会長 それでは、これは質問ということで、後でお願いをしたいと思います。

榊原委員、お願いします。

榊原委員 ありがとうございます。今度は手短かに。

先ほど、久住委員、市東委員がおっしゃった、その家族丸ごと支援という発想に私も大賛成です。資料4の論点に書かれている、「地域における虐待の未然防止・早期対応のため、どのような取組が効果的か」といったときには、もう、全ての家族を、子供が生まれる初期からきちっと拾ってフォローしていくという対応をやっていく、福祉先進国家がやっているような対応をやっていくしかない。今現在、東京都だけではなく全国で起きていることは、ハイリスクの家庭だけを見つけて支援しようとするから、いつも後手後手になって失敗になってしまうという事態だというふうに理解しています。

その際大事なものは、先ほど久住委員のご指摘にあった未然防止、つまり予防的な支援という発想だと思います。国のほうでも、今、そういった取組みが、少子化対策、子育て支援でも足らなかったということに気がついて、「妊娠期からの切れ目ない支援」という言い方で、厚労省、内閣府等がもう既に予算化し、モデル事業などで進めていて、概算要求にも入れて進めようとしているという状況にあります。

ただ、東京都内で、例えば内閣府の交付金などを使って乗り出そうというふうに手を挙げているのは、私が聞いている限りでは、文京区しかない。これだけ出生率が低く、子育てがしやすい地域ではないというふうに思われる東京都の中で、そういったような取組みに率先して乗り出していこうという動きがないというふうに、今の段階では聞いておりまして、東京都こそそういった取組みにぜひ取り組んでいただきたい。お考えを伺いたいと思います。

柏女部会長 ありがとうございます。

ほか 松田委員、お願いします。

松田委員 ありがとうございます。

榊原委員の意見にも賛同します。その部分も、産前産後でどうしても今回の給付事業のところから抜け落ちがちのところなんですけど、実は、ここと、次のひとり親のところにも関わるかもしれないんですけど、今、民間の助成金ですね、地域の人たちがグループをつくったり、NPOをつくったりしながら、手を挙げていて、助成金をもらいなが

ら地域で活動しているんですけど、その中で、大層比重を占めているものが学習支援なんですね。まだまだこういう制度には乗っかっていないんですけど、結局ほっておけないと地域で気づいた人たちとか、例えばこういう地域の職員の方たちが、手弁当で、寺子屋的に地域でそういう、夕方の、学校の後の学習支援をしたり、学校へ行けない子たちも含めて、随分助成金が活用されていると思います。これからどういうふうに位置づけられるのかはわからないんですけど、お金がない、場所がとれないというところで、お金が欲しくて助成金を取っているのも、まだまだ把握はできないと思うんですけど、実態としては相当数いろんなところで取り組みがされています。

今回、ここに載せてほしいということではないんですが、やっぱり一番課題として出てきているしわ寄せの部分だと思いますので、そういう方向が、今後その部分をどうするかというのを、ちょっと議事録に残してほしいと発言します。

以上です。

柏女部会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

では、福井委員、お願いします。

福井委員 先ほどから「家族支援」という言葉が出てきていると思うんですけども、多分、今、幼稚園、それから保育所も、保護者を育てなければいけないという意識というのは、かなりもう高まってきていると思うんですね。ただ、担任の先生たちがかなり今若返ってしまっていて、そのあたりのところを十分にすることが課題となっていると思います。虐待の未然防止に関しましても、毎日顔を合わせている担任の先生たちが、危機感を持って子供を、保護者を見つめる。それから、鋭い目を持つということがすごく重要なんだろうと。そこで食いとめることというのはかなりできると思うんですけども、そういったところの研修体制というのが、私どもは公立ですので、東京都から支援をいただいております、園長がそういう研修を受け、そして各園で実践するというようなやり方をさせていただいているんですけど、何せ若い先生たちには、保育をするだけで、もうとても手いっぱいというところもありまして、やはりそういうときに、地域の方々が見ていただく。それからあと、幼稚園の中にも地域の人が入ってくることによって目が広がるということがありますので、いろいろな取り組みをもう少し広げていくことが重要じゃないかなと思っております。

柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、ほか、よろしいでしょうか。

よろしければ、今ご質問のあったこと、大きくは三つですかね。一つが、特別養子縁組の関係です。それから、里親の支援でのNPOとの連携　これは意見としてよろしいでしょうかね。それから、ご質問では、石橋委員の親支援プログラムの概要についてありましたけれども、それについて、それぞれ担当のところからお話しいただければと思います。よろしくをお願いします。

育成支援課長　それでは、特別養子縁組の取り組みについて、少しご説明をさせていただきたいと思います。

実は、専門部会においても、少し、特別養子縁組についての議論も出たところなんですけど、まだまだ十分時間がとれていなかったところも事実でございます。そういう中では、専門部会で、特別養子縁組だけではなくて、里親制度を含めて、もう少し継続的な議論も必要じゃないかというような意見もいただいております。

現在、東京都の特別養子縁組、今お話がありました愛知方式等々のところでございますけれども、愛知方式をどうこう言うわけではございません。都としましては、現在も早期の相談、生まれる前からそういった望まない妊娠等々でご相談がある場合については、児童相談所が対応しております。

都としましては、生まれた後、特別養子縁組については、ご案内のとおり、実親との関係を断絶して新しい親子関係をつくるものでございますので、マッチングを含めて、非常に慎重に取り組んでいるというのが現状でございます。その上で親子関係を見きわめて、委託をしているというのが現状でございますので、今いただいたような意見も含めながら、今後、里親制度のあり方についても、いろいろと議論していければなというふうに思っております。

以上でございます。

柏女部会長　では、続いてお願いします。

家庭支援課長　児童相談所のほうでは、親支援というところで、虐待を受けた、それで子供と分離された後、一緒に暮らす予定の家族とか、被虐待による分離後、家庭復帰した子供とその家族というのを対象に、グループの心理療法というものを実施してございます。例えば、名札づくりとか、室内遊びとか、いろんなそういった遊びを親子で一緒にグループの中でやっていって、そこを心理職の方が見て、触れ合い方とかをチェックした後で保護者にフィードバックする、そういったような取り組みをしてございます。

また、いろいろカウンセリングとか、家族全体のカウンセリングをするような取り組みを実施してございます。

柏女部会長 よろしいでしょうか。

では、久住委員、お願いします。

久住委員 児童相談所、私たち、子供家庭支援センターというところで、例えばNPプログラム、ノーバディーズパーフェクトというような、お母さんたち、お父さんたちを呼んで、希望される方に、子育てってそんなに難しく考えなくていいんだよみたいなどころからやるようなプログラムというのを、何時間かかけてやっているところもあるんですが、ここでちょっと考えておかなきゃいけないのは、虐待をしてしまいましたという家庭の人、親に対して、何時間の研修を受けなさいという強制的な取り組みというのがなかなかできる制度は日本にないので、そこでやっぱりこういうのがあったほうがいいよ、受けてみたらというような支援の仕方に限界はあるのかなと思っていて、そこをどういうふうにつくっていくのかというのは、これは東京都全体だけじゃないんでしょうけれども、その論点をどこかで考えておいたほうがいいのかなと思っています。

柏女部会長 よろしいでしょうか。

まとめにはしませんけれども、狭い意味の虐待防止と、それから社会的養護関係についてのいただいたご意見、それぞれの、社会的養護については社会的養護の専門部会、それから虐待についてはまた事務局のほうで押さえていただいて、そして対応していただくということになるかと思いますが、それ以外に、例えば家族丸ごと支援とか、これは、いわば虐待防止のすそ野の部分ということで、この計画全体の理念という形になるかというふうに思います。そういう意味では、今回の、特に資料3ですね、資料3の中で計画の理念に関するところに、今お話があった、家族支援は、全ての社会全体で子供と子育て家庭を支援するというのは理念の中には入っておりますので、その理念を少し抽象的に、もう少し包括的に、「家族丸ごと支援」という用語を使うかどうか、それらについて事務局のほうで、またその部分のところに入れておいていただいて、素案全体を検討するときに、その意見も踏まえていきたいというふうに思います。

それからもう一つは、手法の問題が幾つか出てきたように思います。つまり、NPOと公の協力関係とか、あるいは、先ほどの駒崎委員の意見書であれば、児童相談所がもっと民間のサービスを購入してもいいのではないかといったようなこととか、つまり、手法に関することも出てきましたので、これは恐らく計画の中で、その計画を推進して

いくための手法の議論が当然あるだろうというふうに思いますので、そのこのところに踏まえて加筆していただければなというふうに思いました。

そんな意味で、とても貴重なご意見を、計画全体に関すること、理念に関することも含めて、ご意見を頂戴できましたことを感謝申し上げたいと思います。

そんなところ はい。

久住委員 この理念のところ、「家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう社会全体で支援」、まさにそうなんです、この言葉から、どうしても家庭でやればいいんだといったところに論点が行ってしまう危険性というのも若干あるので、確かにこれはそうなんですけれども、もうちょっとこれが、今議論になったような部分の視点がすごくあるんだよといったところのメッセージを入れておかないと、そんなの子供を勝手につくったんだから家庭でやりゃあいいじゃないというような理論、理屈というのがどうしても出てきてしまってというところも、そこをちょっと工夫されたほうがいいかなと。

柏女部会長 おっしゃるとおりだと思いますね。そういう意味では、この理念を、キーワードはどちらにするかはともかく、その説明の中で、やはり子育てに対する、あるいは家庭全体に対する社会的支援という視点を強力に盛り込んでいくということは大切なことではないかというふうに思いました。

よろしいでしょうか。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。次は、ひとり親家庭ということになります。

ひとり親家庭の自立支援について議論をしていきたいと思いますので、資料の説明を事務局のほうからお願いいたします。

育成支援課長 それでは、資料6 - 1から3枚ございますが、ご説明いたします。

まず、資料6 - 1をご覧くださいと思います。東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）の検討内容とスケジュールについてでございます。

ひとり親自立支援計画につきましては、現在、26年度を最終年度とする2期計画の期間中でございます。今般、27年度からの5カ年計画の3期計画を策定していく予定でございます。

現策定委員につきましては、右、委員名簿にございますように、母子寡婦福祉協議会、あるいは母子生活支援施設、労働、区市、住宅、就業といった幅広い分野の方々の委員から構成をされております。

3番のところに、この計画のスケジュールが示してございます。本日9月9日は、この子供・子育て会議策定部会においてご検討、ご議論いただくところでございますが、こうした意見を踏まえて、11月ごろには計画の骨子について検討していきたいと思っております。12月下旬あたりからパブリックコメントをして、2月上旬に計画案を策定する、そのようなスケジュールで今考えているところでございます。

続きまして、次ページ、6-2をご覧ください。

左側、1番のところには、現在の2期目における施策について、四つの柱で記してございます。説明につきましては、2番、特に現状についてお話をさせていただきたいと思っております。

二つ目の丸にございますように、世帯の収入のところをご覧くださいと思いますが、収入、年間収入200万未満が母子世帯では41.8%ということで、これは前回調査より増加しております。父子世帯では12.7%でございますが、両親世帯の1.8%と比べると高い。

就労率はいずれも高いわけでございますが、就業形態を見ると、非正規職員は母子世帯で56%というところがございます。

それから右側に行ってくださいまして、ひとり親になって困っていることはということをご覧くださいまして、母子世帯、父子世帯ともに、「子供の教育・進路・就職について」は非常に高い割合になっているところがございます。

あわせて、次、一つ丸を飛ばして、支援メニューが知られていないというところがございますが、いわゆる生活保護であるとか児童手当、医療費助成、こうしたものについては皆さん制度を知っているところがございますが、それ以外、相談先、あるいは、どのような相談員がいるんだということについても、なかなか知られていないというのが現状でございます。

こうしたことを踏まえて、今般、今後の取組につきましては、矢印の下にございますように、まず、ひとり親家庭を取り巻く状況は、収入等をご覧くださいましたが、依然として厳しいところがございますので、自立支援の充実を引き続き行っていくということ。それから、貧困の改善を視点とする取組も加えていくということ。もう一つは、子供というところにスポットを当てて、子供の将来が家庭の環境に左右されないような、そうした整備が必要だろうというところがございます。

最後、6-3をご覧くださいと思います。

こうした中で、現在、ひとり親家庭自立支援計画策定委員会につきましては、これまで2回議論をしているところでございます。主な議論を抜粋で掲載してございます。大きくは、父子家庭、就業、事業の周知であるとか、地域支援、母子生活支援施設の有効活用、施策全体というようなところでお話をいただいております。

加えて、第2回目につきましては、関係団体3団体にお越しいただきまして、実際の取り組みであるとか、課題、問題点などについてお話をいただいたところでございます。

こうしたことを受けて、今後については、在宅就労のマッチング、在宅就労をいかに企業とそこご本人をつないでいくかといったマッチングであるとか、相談支援体制、父子家庭も含めた相談支援体制の充実、それから、母子生活支援施設などを拠点としたそもそもの支援の仕組みづくりといったようなところを、これから具体的に議論を深めていこうというような段階になっているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、7時半ぐらいまでをめぐりに、15分強だと思いますけれども、ご意見を頂戴できればと思います。

いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

では、榊原委員、お願いいたします。

榊原委員 すみません、一つ教えてください。

貧困率ですね、東京の子供の貧困率の数字、できたら推移など、教えていただけたらありがたいです。その中で、ひとり親世帯の貧困率も、もしわかればお教えいただければありがたいです。

柏女部会長 それを受けてのご意見ございますか。でしたら先に回答していただきますけど。

榊原委員 それ以外です。

柏女部会長 それ以外になりますか。わかりました。じゃあ、それは後で、皆さんからご意見いただいた後、最後にご回答いただくときにお願いしたいという、それでよろしいでしょうか。

では、ほか、いかがでしょうか。

ないようでしたら、時間がもったいないので、事務局 わかりました。じゃあ、大磯オブザーバーですね、お願いします。

全国小規模保育協議会（大磯オブザーバー） オブザーバーの大磯です。

ひとり親家庭の自立支援の推進について申し上げます。こちら意見書の内容を発言いたします。

まず1番目、スマートフォンの対応をしてください。現在、東京都で行っているひとり親家庭支援のサイトについて、スマートフォン等でも閲覧できるように改善をしてください。こうした相談サイトは、利便性を高めて、多くの人々に利用していただくことが重要ですが、ユーザー側の視点が欠落しています。

2番目、父子世帯相談窓口の設置を希望します。父子世帯に対する支援は、イベントやセミナーの情報提供や、当事者団体の紹介のみとなっています。父子世帯は、母子世帯に比べて相談相手が少ないという統計もあります。また、集まる場があってもなかなか来ないという声もあります。父子世帯について、電話相談やメールなどでの相談を受け付ける相談窓口を設置していただきたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

柏女部会長 ありがとうございます。

貴重なご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

ほかはいかが では、榊原委員。

先ほどの、もうお答えしていただきましょうか。

榊原委員 また別にありますので。

柏女部会長 そうですか。

榊原委員 すみません、何か立て続けで申し訳ありません。

東京都がひとり親家庭の支援というものを抜き出して、こうやって検討され、方向性を探っておられるということを非常に評価しますし、期待します。全国の中のモデル的な取り組みを打ち出していただけたらなというふうに思います。その上でなんですけれども、ぜひこういったような取り組み、先ほど説明にもあったように、貧困の連鎖の中で子供たちが自立していけなくなってしまうという、その将来の日本人の育成という意味でも非常に大きな問題を抱えているところなので、個人の幸せを超えたところのいろいろな考え方、取り組みが必要だと思います。

そのときに、数字をお願いしました、子供の貧困率の改善というような数値でのフォローや検証といったものを出しながら、こういった施策の効果というものを見ていく取り組みにぜひしていただきたいというのが一つ。

それから、ここに出されている、第2期計画における支援施策というふうに出されている中で、私は、DVによる離婚、ひとり親になる母子家庭の多さというのが日本の特徴だというふうに研究者の方々から聞いておりまして、DV理由で離婚し、ひとり親になった人たちの当初のメンタル面でのサポートがかなり足りていないという話を聞きます。フランスなどでは、離婚した母子が、必要あれば、子供も親も1年以上、無料のメンタル面のプロのサポートを受けさせてもらえて、その後で就労支援が始まるというようなことがもうセットで行われているという話を聞いて、それを受けた日本人の母子家庭のお母さんから聞いたんですけども、それがあつて経済的自立が果たせたという話を聞いているので、その経済的自立につなげていく効果を高めるためにも、メンタル面の支援といったものを入れ込んでいただきたい。

それから、東京都においては、住宅費の高さというものも、その自立を非常に難しくしている。母子家庭のお子さんたちは、生活保護を受けると学校でもいじめに遭いやすいということで、貧困なのに生活保護も受けないでいるという方たちも非常にいるということを知っておりまして、住宅対策というものもあわせて、このひとり親支援の中で検討していただけたらなというふうに思います。

柏女部会長 ありがとうございます。これもとても貴重なご意見で、生かしていただければと思います。

ほかはいかがでしょう。

では、小原委員、お願いします。

小原委員 質問なんですけれども、今後の取組の方向性のところに、「子供に直接届くような支援の強化も重要」というふうに出てあるんですけども、これは、左側にある、既にある政策のものに加えて、さらにこの課題が今出ているところで、もっとメニューを増やしていくというような意味なんですか。ちょっと私、この分野は余り得意ではないのでわかりませんが、子供たちの将来が家庭の環境に左右されないような環境整備というところでは、本当に子供たちのためにできることをもうちょっとやっていただきたいなというふうに思いました。

柏女部会長 ありがとうございます。では、これも最後にまたご回答をいただければと思います。

ほかはいかがでしょう。

では、松田委員、お願いします。

松田委員 ありがとうございます。

資料6-3に、聞こうと思ったら書いてあったんですけど、「ひとり親の高校卒業資格取得支援が必要」というふうになっていて、これは本当に深刻な課題で、これが無いというところで、職業訓練だったり、それから何かこう就職とかに本当に厳しい方がとても多いというふうに聞いています。何か実態みたいなのが少し調査されているのか、その辺、これはヒアリングとして出ていますけれども、どの辺まで把握されているのかなと思って、ぜひこれを、力を入れていただけたらと思いました。

以上です。

柏女部会長 意見と同時に質問ということですね。質問の部分については、後でご回答をお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、もう一度事務局のほうから今の質問についてご回答いただいた上で、もう少し時間があれば、それを踏まえた上でのご意見があればというふうに思います。

では、すみませんが、事務局のほうから、幾つかご質問あったかと思えますけれども、それについて、わかる範囲で結構ですので、ご説明をいただければと思います。

育成支援課長 それでは、まず貧困率でございますけれども、実はちょっと東京都の貧困率については今手元にはございませんで、いわゆる全国の貧困率、厚生労働省が発表した数字になります。24年度が今持っている直近でございますけれども、24年度については、54.6ポイントということになっております。OECDの報告によれば、30カ国中30位ということになっているようです。大人が2人いるというところでございますと12.4でございますので、いわゆるひとり親の場合は54.6ポイントということで、かなり開きがあるというのが現状でございます。すみません、全国の数字で申し訳ございません。

それから、「子供に直接届くような支援の強化」というところでございますが、これは、これまでお話がございましたように、主に学習支援のところ、2期計画のところにも書いてございますけれども、こちら辺をしっかりとさらに強化をしていきたいというふうに思っております。学習支援は、単に学習習慣をつけたり、あるいは補助的な学習を教えるだけではなくて、そこに、教えている人が、いわばお兄さん、お姉さんのようになって、子供の悩み事であるとか、いろいろなことを、学校であったことを含

めながら、話を聞きながら子供のことを支援していくというところでございます。これを東京都では、今後区市にこうした事業が広がっていきけるような形で、モデル事業を実施しながら広めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから最後に、高校の資格取得のところでございますけれども、これも、詳しい数字については、ごめんなさい、そこまでまだ押さえ切れておりません。ただ、ヒアリングでもあったように、やはり再就職をしたりするに当たっても、高校資格取得は非常に重要だということでございますし、ここら辺のところは、意見を聞きながら、今回の計画にできる限りのところを反映できたらなというふうに今思っているところでございます。

以上でございます。

柏女部会長 ご質問の件、よろしいでしょうか。

では、榊原委員、お願いします。

榊原委員 すみません、全国の貧困率の数字があるということは、東京都でも出そうと思ったら出せるということの理解でよろしいでしょうか。今日じゃなくてもいい、この会議じゃなくても結構なので、そういう数字を、こういった子供のためのいろいろなデータブックを出されていく中に、ぜひ入れていっていただきたいなというふうに思います。

柏女部会長 今の件、いかがですか。

育成支援課長 全国の数字が上がってございますので、ちょっと今、確信を持ってお話しはできないんですけれども、当然ながら、都道府県の別のものがあるって集計されていると思いますので、ちょっとそこら辺のところも、もとななる数字を探してみたいと思います。

柏女部会長 よろしいでしょうか。

時間的にかなり限られた時間での議論という形になっておりますので、後から、あ、これを言いたいということがあると思いますので、ぜひこの分野についても、後日メール、ファックス等で事務局のほうにご意見をお寄せいただく形にできればと思います。

それから、今、貧困の問題がかなり出ておりました。国のほうで子供の貧困対策大綱ができて、それに基づいて、東京都も、これ、計画を策定しなければいけないんですよ、たしか。

計画課長（少子社会対策部） 都道府県では、努力義務となっています。

柏女部会長 努力義務で。

計画課長（少子社会対策部） はい。貧困の計画として、一つ独立したものを1本立てるかどうかが、また、東京都で、いろいろな所管がありますけれども、いろんな計画をつくっています。そうした計画を総合して都における貧困計画と位置付けるかというのは、まだ決まっています。

柏女部会長 なるほど。わかりました。

計画課長（少子社会対策部） 今、関係する局と話をしているところでして、いずれにしろ貧困問題はすごく重要ですので、きちっと東京都としても、子供の貧困対策はやっていきたいと思っています。

柏女部会長 了解いたしました。できればその中で、タイムラグが当然あるかもしれませんが、この計画の中に、特に今、貧困率のその指標を削減していくためのことが載せるべきだというような意見もありましたけれども、特にひとり親家庭等について、あるいは学習支援ですね、学習支援だとか、入れられるものについては、この計画の中に盛り込めればなというふうにも思っておりますので、子供の貧困対策大綱も視野に入れながら、この計画の中に入れられるものは入れ込んでいくという姿勢でお願いできればというふうに思います。

よろしいでしょうか。そんな点もご検討、あわせていただければと思います。

では、久住委員、お願いいたします。

久住委員 6 - 2のところの第2期における家庭支援の施策の中で、ひとり親家庭ホームヘルプサービス、いわゆるこういった事業って結構使われると思うんですが、もうちょっと発想を広げて、例えばファミリーサポートのような事業って、多分親がいるときには対象になってはいかないと思うんですけれども、緩やかなファミリー同士のマッチングみたいなものを作って、母子家庭の子供、先ほど民生委員の方からお話があったようなところの、そういった何か緩やかなマッチングみたいなものを制度として入れて、そこで子供を副次的にサポートしていく。それは保育園であったり幼稚園であったりというのもあるんですけれども、もうちょっと地域という視点をここには入れてもいいのかなと思いました。

柏女部会長 ありがとうございます。

貴重なご意見だというふうに聞かせていただきました。ありがとうございます。

それでは、このテーマについては、いただいた、特にひとり親家庭固有の問題については、この策定委員会のほうにぜひ申し送りをいただきまして、ご議論を続けていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、最後、4番目になりますけれども、障害児施策の充実について、議論をしていきたいと思いますので、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

計画課長（障害者施策推進部） 障害者施策推進部の計画課長、小川と申します。よろしくお願いたします。

私のほうからは、障害児支援についてのご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料7-1は、障害者計画・障害福祉計画についてでございます。

東京都では、障害者基本法に基づく東京都障害者計画と、障害者総合支援法に基づく東京都障害福祉計画、現行は第3期の計画になりますけれども、を一体的に策定しており、今年度は計画期間の最終年度に当たるため、現在、知事の附属機関である東京都障害者施策推進協議会と、その下に設置した専門部会におきまして、次期計画について検討を進めているところでございます。

次期、第4期の障害福祉計画に係る国の基本指針の概要は、左下の囲みにございましており、障害者施策に関する成果目標の記載が中心となっておりますが、その他の事項として、今回新たに児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備について定めるよう努めることとされております。

協議会のスケジュールは、右下の囲みのとおりですが、国の基本指針を受け、8月26日に開催した第2回の専門部会におきまして、障害児支援を議題といたしました。

1枚めくっていただきまして、2枚目が協議会委員と専門委員の名簿となっております。ご覧いただきたいと思います。

もう1枚めくっていただいて、資料7-2でございますが、障害児支援の現状についての資料でございます。

資料左側にございますように、障害児支援制度は、平成24年4月の児童福祉法改正により、施設・事業の体系や実施主体などが整備され、現在、その過渡期にございます。

また、厚生労働省におきまして、障害児支援のあり方に関する検討会の報告書が7月16日にまとめられましたが、子ども・子育て支援新制度との関係では、障害児支援は、施設・事業所みずからが障害児に対して行う支援に加えて、専門的な知識・経験に基づき、一般的な子育て支援をバックアップする後方支援としても位置づけられているとこ

るでございます。

右側は、東京都における障害児施設・事業の現状でございます。

通所支援では、児童発達支援事業、放課後等デイサービスが着実に整備が進んでいる一方で、保育所等訪問支援は限定的な状況にとどまっております。

次の、入所支援の福祉型におきましては、定員数は減少傾向にございます。入所児者のうち、18歳未満が7割程度、措置による入所の割合は3割程度となっております。

入所支援の医療型につきましては、定員数はほぼ横ばいで推移しております。

旧重症心身障害児施設については、児童福祉法改正後も児・者一貫した支援が可能となっており、18歳未満の利用者は1割以下という状況でございます。

なお、8月26日の専門部会におきましては、障害児支援について、福祉・教育・保健医療の連携と、ライフステージで途切れることのない一貫した支援、障害児の保育所・幼稚園・放課後活動への受け入れ、家族支援の充実、児童発達支援・放課後等デイサービスの質の向上など、さまざまなご意見をいただいております。今後、提言としてまとめられる障害者施策推進協議会のご意見を踏まえながら、次期計画の策定を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

柏女部会長 ありがとうございます。簡潔にご説明いただきまして、感謝を申し上げます。

それでは、障害児施策の充実について、ご質問あるいはご意見があればお願いをしたいと思います。今、30分ちょっと過ぎたところですけど、8時めどということで考えれば、55分ぐらいまでは時間がとれますので、20分強、ご意見を頂戴できればと思います。

それでは、どなたからでもどうぞよろしくお願いいいたします。

では、久住委員、お願いいいたします。

久住委員 すみません、何度も。

ここで、かなり障害児のところについては、資料7-2で取り組みが充実をしてきているなというふうに思っていて、これが制度としてできればかなり充実した取り組みになるだろうとは思ってはいるんですが、1点、レアなケースではあるんですが、医療的な対応の必要な子供たちを預かるところで、保護者の就労支援という視点が、どうしたらいいのか。

要するに、医療的なケアの必要なお子さんを持っている人で、共働きをしたいという希望が、今の状況の中ではなかなかかなえられない状況だなというふうに思っていて、それは、例えば施設に入所をして対応するということで、家庭から離れて施設入所をされていて共働きをするという選択肢はあると思うんですが、いわゆる保育園に通って、もしくは行くような場合のことがなかなか想定できなくて、例えば私、文京区ですけど、文京区はかなり重度のお子さんも保育園でお預かりをしているんですが、やっぱりどうしても医療的ケアは入所をお断りしているんですね。そのときに、看護師さんの加配みたいなものを、非常勤職員でも構わないんですが、そういったものを保育所の支援メニューとして入れるみたいなものというのが少し考えられれば、就労の状況によっては保育園でお預かりをするということも、ひとつ可能になるのかなという気はするんですが、その辺の視点での検討というのはどんなところでされているか、もしくはされていないのかというのをちょっと教えていただければ。

柏女部会長 ありがとうございます。これは最後までよろしいですか。ご意見はとてもよくわかりましたので、質問については、じゃあまた最後をお願いをしたいと思います。

それでは、石橋委員、お願いいたします。

石橋委員 すみません、何点か。

今、医療的なケアというのがありましたけども、私ども、発達障害者支援センターの立場で言いますと、精神科医療の領域で、知的なおくれを伴わない人たちについて、他者への暴力や自傷行為等により、家庭や学校など地域生活が維持継続できず、入院中という相談ケースが多くなっています。年齢は、小学校高学年ぐらいから中学、高校生年齢の方で、相談の主訴としては、「現在は入院というかたちで保護されているけども、退院後の生活の目処が立たない。まずは家庭の中で家族がもう本人を受けきれない。そして学校という社会の中にも入れない。とても一緒には暮らせない。もうとにかくどこでもいいから施設に入れてほしい」という相談が、私どもには大変多く入ってきております。

この問題に関しては、長くなりますのでこれ以上申しませんが、特に知的なおくれのない方の場合は、学校に入ってから生活上の諸種の困難が顕著になり、障害特性があることが明らかになってくるという例が少なくありません。そして、その場合、福祉というよりは直で医療に行く。医療から今度地域生活に戻ってくる場合、サポート体制というか受け手がないという課題は非常に大きいと思っています。

それからもう一つ、障害のあるお子さんについても、例えば親御さんの就労に伴って長時間預かることを考える際に、同時に子供にとっての生活を考える必要もあると思います。長い時間集団状況の中で過ごすのであれば、刺激の制限などを行うなど、心身の負担への配慮が必要だと思います。人生の出発点である幼児期、学齢期のところでの親御さんの就労生活を支えるためのケアというものを考えたときに、子供たちが安心して暮らした経験があって大きくなっていくことの重要性を考えていただきたいと思っております。

柏女部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、柘澤委員、お願いします。

柘澤委員 まさしく今、本当にそのとおりだなというふうに思っています。現実的に今、そういった障害をお持ちのお子さんの就労の部分で支えていくとなると、重度なお子さんでも保育所で預からざるを得ないと。そういう部分のところ、逆に預かる、預からないといった部分で、かなり施設側の判断というところが正直あります。そんな中で、でも、今そこにいるお子さんをここで預からないと、そこのお父さん、お母さんの就労が成り立たないんだということからすると、非常に医療的な部分が必要なんだけれども、受けざるを得ないというところで、今、本当に、逆に考えると、そのお子さんを普通の保育所でお預かりしていいのかというような一ツ疑問も出てくるんですね。と、でも、今その部分の受け皿がない中で、保育所が受け入れ皿とならざるを得ない。そういった部分の中で、これは個人的な要望なんですけれども、ぜひその医療に特化した、一つ、また違うそういった特性を持った施設が出てくれるといいなというのが我々の、私個人の思いです。

柏女部会長 ありがとうございます。

ほか では、川下委員、お願いします。

川下委員 今、柘澤委員からお話があったものもそうなんですけれども、例えば私たちの保育所でお預かりをしているお子さん、障害児というよりも、やはりもう少し手前の、要は特別な支援が必要なお子さんというのが非常に多くなっています。私どものところでもあったんですが、やはり1歳半健診ですとか3歳児健診のときに、どのような対応を保健所のほうでしていただけているのか、先ほど溝口委員のほうからの児童虐待のときにもあったんですが、行政側は、その意見は吸い上げるけれども、なかなか提供

してくれないというようなことがありました。私どもでも、やはり3歳児健診のときにどんなことがあったのかなということで保健所に相談等をしてみると、やはりお母さんから、そういうような相談がありましたよというのを教えてはいただけるんですね。それで、やっぱりそうなんだと。だったらもう少し早い時期に対応がとれたんではないのかなんてということもあります。ですから、1歳半とか3歳児健診のときの情報等も、保育所と共有ができるようにしていただけると、より早い段階での対応ができるのかなというふうに思っております。

柏女部会長 ありがとうございます。

溝口委員、手を挙げていましたか。お願いいたします。意見書もありましたっけ。

溝口委員 はい。すみません、意見書を配付してあります。どうしても、私、東京都認証保育所なものですから、その立場からの意見の発言を、都民全体のことを考えながらせねばならなくて、申し訳ありませんが、おつき合ください。

今、皆さんがご論議しているのは、実は施設型給付、地域型給付等の給付の体系の中の話なんです、東京都認証保育所はどうすればいいんでしょうかということ、委員の皆さんにお諮りしたいなど。前回の会議までに、例えば0・1・2歳児だけを小規模保育等を含むだとか、いろいろな提案をしてきたんですが、事務方からもご回答をもらえるような会なのかどうかもわかりませんが、ない中で今に至っております。

今、一つの例なんですけれども、ひとり親、それから障害児、それから要保護児童等、全部含む話なんです、実は子ども・子育て支援法の法外の施設である認証保育所に関しては、今後東京都としてはどのような方向で含んでいけばいいのかなということなんです。その法内に入れろというのであれば、認証保育所はゼロにする形で認可化、認定こども園化等を、移行を推進していくべきなのか、もちろん基礎自治体のお考えもあるのではなかなか難しいところというのは重々承知の上で申しているんですけれども、ともかくそういう形になっていると。

そこに一覧表になっているのは、日本こども育成協議会という民間の団体が調査したものなんです、実際、認証保育所でも障害児だけ見ても、かなりの、おおよそ50%の保育所で障害児の保育を受け入れていると。障害児加算等がない中で受け入れておる、それから今、委員の皆さんからあったように、かなり専門的な分野である部分も受け入れている事実があるわけです。私のところでも何人かの障害児が毎年おります。区部によってそこをきちんと支援する制度があるところ 区部というか区市町村ですね、す

みません。ある部分と、それから全くない部分がございます、今後も認証保育所、子供2万数千人、件数にして700件、東京都は今後も認証保育所をつくる予定でありますから、今後一体どうしていけばそのあたりをきちんと担保した形で、障害児、もちろん要保護児童、それからひとり親等も含んだ形で、切れ目ない支援ができるのかなというところをご論議いただければと思って意見書を出しました。よろしく願いいたします。

柏女部会長 ありがとうございます。認証保育所をどう考えていくのかということと、それから障害児支援が密接に結びついているということがよくわかりました。

ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

では、福井委員、お願いいたします。

福井委員 お願いします。

公立幼稚園の場合には、身体に障害のあるお子さんを預かっているところはかなり少ないんですけども、それ以外にはやっぱり、広汎性発達障害のような特別に支援を要するお子さんというのが、わかっているだけで今、6.1%という数字が上がっていますが、各区市によって、その加配がついたりつかなかったりということで、その園で園児がどういうふうに対応するかというところがすごく問題になっているんですけども、もっと問題なのは、その子の一生のことを考えたときに、幼児期に集団の中で育てられることと、個別に指導しなければいけないことと分けて考えたときに、せっかく早期に発見、園で、この子には発達に障害があるのではないかと思われるので、そういうところの相談施設を紹介したとしても順番待ちであって、なかなかそこに行き着かない。それから、発達に障害があることがわかっている、早期に療育を受けられないというお子さんが非常に多いんですね。東京都の中でも、そういった療育センターに関する支援というのは、今後増えるのでしょうかということを私はお聞きしたいと思っています。

柏女部会長 今、ご質問も含めてということによろしいでしょうか。

福井委員 はい。

柏女部会長 ご意見もありましたけれども、ご質問もあわせてご回答をお願いできればと思います。

ほかはいかがでしょう。

では、大磯オブザーバー、そして松田委員、お願いいたします。

全国小規模保育協議会（大磯オブザーバー） 全国小規模保育協議会、駒崎の代わりに、意見書の内容についてご説明させていただきます。

障害児施策の充実。

障害児通所施設の長時間保育を支援してください。

現在、障害児を育てながらフルタイムで就業できている母親は、障害児世帯のわずか5%でしかありません。この理由の一つが、中度以上の障害児を預かる施設が極端に不足していることがあります。

東京都が監督責任を負う児童発達支援事業においては、開所時間の平均は4～5時間で、これではフルタイム勤務は不可能です。また、延長加算制度は制度としては存在しますが、東京都は事実上、延長加算をとれない運用をしています。「療育の内容が営業時間外でしか実施できない」もの場合のみ延長加算がとれるそうですが、「親の就業で迎えが遅くなるから延長」というのは認められません。

児童発達支援は、確かに療育を前提とした制度ではありますが、障害児の親の就労環境は多様化しています。長時間保育にも対応できる制度にしていきたいと思います。

現実に即していない重症心身障害児基準をバージョンアップしてください。

現在、東京都は、児童発達支援事業等で重症心身障害児の認定をする際に、大島分類を使っています。大島分類は、府中療育センター元院長、大島さんが副院長時代に発表した重症心身障害児の区分で、分類表の1から4までを重症心身障害児と定義しています。

しかし、医療技術の発達によって重心児の定義は揺らいでいます。例えば、「歩く重心児」という子供たちがいます。彼らは、呼吸器や経管栄養をつけていたりしますが、歩くことができます。医療ケアが必要な意味で重心児ですが、歩くことができるだけで大島分類における重心児基準からは外れてしまいます。そうすると、医療ケアが必要でマンツーマンケアを必要とするにもかかわらず、東京都の重心児都加算からは外れてしまうことが起きます。

大島分類に加え、新たな基準を設け、現場に即した重心児支援ができるよう、ご検討をよろしくお願いします。

以上です。

柏女部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

では、松田委員、お願いいたします。

松田委員 すみません、たくさん発言して申し訳ありません。

市区町村の保育園に入るときのポイントというのがそれぞれあると思うんですが、世田谷は公開でしています。ほかとどう違うかとか、ちょっと私も専門じゃないので余り詳しく知らないんですけど、やっぱり通院とか通所で、フルタイムで勤務ができないとか、保護者の就労が制限されている場合のポイント加算というのが割と薄いなというのを感じています。それは東京都で何かしてくれるのかわからないんですけど、市町村のやっぱり裁量に任されているのかわからないんですが、その部分を検討していただいたり、ちょっとデータがどういうふうになっているのかなというのが1点と。

それから、幼稚園に通いたいという場合に、公立が今、世田谷の場合は4～5歳児なんですけれども、こども園が少しできてきている状況で、なかなか私立の幼稚園での受け入れが厳しいなというのを感じています。実際、幼稚園探しで困っているというような相談が来たりというのが、子育て支援拠点のところであるんですけれども、その点がなかなか園によって違うというところ、なかなか親のほうゆっくり把握して幼稚園のところを調べたりというのが難しいなというのを感じているのと、さっき健診の話があったんですが、やっぱり1歳半健診から3歳児健診までの間がとても長く、そこが一番つらい時期だったりもしますので、そういったときに、ちょっと発達のところ、少し心配だなと思っている、育てにくさを感じている方のフォローというのが、なかなか地域のほうでまだまだ手薄だなというのを感じています。

障害児というのも、本当に多岐にわたっていますし、いろいろな今ここの体系を見ているだけでも、それぞれの立場の方たちの課題というのがとても細かくいろいろあると思うんですけれども、地域のほうではそんな声が聞こえています。

以上です。

柏女部会長 ありがとうございます。地域のさまざまな声を拾っていただき、本当にありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

一段落したところで、それでは事務局のほうから、今幾つかご質問がありましたけれども、わかる範囲で結構ですので、順次ご回答いただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

保育支援課長 まず、久住委員からご意見をいただきました、医療ケアの必要なお子さ

んの保育所入所についてでございますが、まず制度的なところを振り返りますと、かつて東京都では、看護師の加配ということで独自の補助をしておりました。医療のケアが必要なというところでは、看護師さんの配置というところが先ほども触れられていましたけれども、かつてそういった制度がございました。これは0歳児の体調が変化しやすいお子さんへのきめ細かな対応ということで、そういった加配の補助がなされておりましたけれども、制度的には特別区は財政調整交付金ということで、そうした特定の補助ではなくて、交付金により財源が保障される形になっております。それから、市町村部につきましては、平成18年度から、子育て推進交付金ということで、地域の実情に応じて、保育の実施主体の区市町村さんに、こういった看護師の加算については対応していただくという制度になっております。医療的ケアの必要なお子さんを保育所に入れる、入れないは、本当にデリケートな問題で、なかなかこれは難しいところだと思っております。ただ、制度的には、都としてこのような措置をさせていただいているというところでございます。

それから、溝口委員からの、認証保育所のあり方についてでございますけれども、これは子ども・子育て新制度に東京都独自の認証保育所を入れていただけていない状況でございます。ただ、これは引き続き東京都といたしましては、国に、この新制度に認証保育所を認めるように要望していく、そのスタンスは変わりません。ただ、この認証保育所を小規模化する云々のところは、これは制度の技術論のところにありますので、今日は、それはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

あと、保育園のポイント制のところにつきましては、これはまさに区市町村さんが独自に定めているというところとして、これを統計的に都のほうでまとめたものは、現状ではございません。

私のほうからは以上でございます。

柏女部会長 事務局のほうで、あとはよろしいでしょうか。お願いいたします。

精神保健・医療課長 先ほど、福井委員のほうからお話のありました、療育への順番待ちというところでございますが、東京都におけます発達障害児の早期発見・早期支援の仕組みといたしましては、基本的には各区市町村のほうにおいて、包括補助を使った形で実施をしております。そういった区市町村の実施しております療育部門もその補助の対象となっております。現在では、平成26年度では一応49区市町村分の予算を確保して実施をしているというところでございます。

柏女部会長 よろしいでしょうか。

以上、ご質問された方はよろしいでしょうか。

それでは、入谷委員、お願いします。

入谷委員 今、松田委員から幼稚園の対応ということでお話がありましたので、先ほど福井委員からもお話があったかもしれませんが、幼稚園の場合には公・私立ともに、障害児教育については今、特別支援教育という制度のもとで対応をさせていただいているという状況でございます。特別支援教育要園児の中には、発達障害が中心になってはおりますけれども、重度心身・肢体不自由児のお子さん、重度心身のお子さんも受け入れている園はございます。

ただ、しかしながら、例えば重度心身のお子さんの場合には、受入態勢、物理的な体制ですとか、それから人的体制、それから極めて、予算、支援、いわゆる予算組の中から極めて難しい状況にあることは確かであります。これについては私立だけではなくて、公立の小学校におかれても、例えば小中学校におかれても、特別支援教育のコーディネーターを置かないといけないという、制度上はなっておりますけれども、現実問題として、担任の教員が名前だけ兼ねている、全部抱え込んでいます。公立小中学校においてもそういう状況でございます。幼稚園の中では、いわんや幼稚園においてをやというような状況でございますので、財源的な対応、少なくとも特別支援教育支援員の配置などを、私立幼稚園も含めて、公立幼稚園も含めて、今後、対応の対象にさせていただくことができれば、さらにお役に立てるのかなというような気持ちではあります。

それから、情報がなかなか、広報がうまくいっていないので、せっかく障害児の方を受け入れている、子供たちを受け入れている園の広報がなかなかないので、幼稚園では受け入れられないというような思いもおありのところもあるかもしれませんが、今、基本的には私立幼稚園においても、極力いろいろな、個性豊かなお子さんを受け入れていくというような方向で取り組んでいることを付言させていただきたいと思います。

なお、これに関連しまして、先ほど基本計画の、計画の基本理念のところのことで、ちょっとよろしいでしょうか。

柏女部会長 はい。

入谷委員 久住委員からもご指摘がございました、子育ての第一義的な責任は、家庭が子育ての第一義的責任を果たせる社会全体の支援という中で、家族に全部役割を押しつけてしまっているのではないかなというようなご指摘がありましたけど、私の考え方は、

そういう意味で記されているのではないというふうに思います。子供も大人も、全ての人が自己実現をしっかりとすることができるような社会づくり、社会の体制という意味が含まれている、込められているものだというふうに私は理解しておりますので、基本的にはこのまま採用していただくことが、国の基本理念でこのような書きぶりになっておりますので、国の基本理念と連携、整合性をとっていただくためには、これをぜひ生かしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

柏女部会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

では、柗澤委員、お願いいたします。

柗澤委員 今、事務局の回答のあれなんですけれども、基本的には、先ほど、施設ができればいいなというような思いがあるという中で、先ほど、久住委員と同じように、やっぱりこの看護師さんの意味合いというのが、やっぱり違ってきていると思うんですね。そんな形で、駒崎委員のほうからも参考資料が出ていますけれども、かなりマンツーマンで行わなくてはならない。また、経管栄養もしなきゃならないというようなところで、医療行為が発生しているというところで、複数の看護師さんを配置しないとにならないというような現実的なところもあるというところをご承知おきいただければと思います。

柏女部会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

では、小原委員と市東委員。

すみません、じゃあ小原委員、先にお願いいいいますか。

小原委員 すみません、ちょっと今の議論を聞いていて、ちょっと資料から読み取れないんですけれども、方向性としては、できるだけ、例えば看護師さんを各園に配置してでも、できるだけ自分の住んでいる地域で障害のある方も生活できるように支援していこうという方向なのか、逆に大分増えてきたというお話でしたけれども、施設をつくって、その専門的なところに集約していこうという方向なのか、何か予算が足りないからなのか、ちょっとわからないんですけれども、本当は理想はどうで、どちらの方向を重視して進めようとしているのかというのが、ちょっと皆さんの意見と資料で私は読み取れませんでした。そこがもうちょっと、メッセージ性が出ていくような計画にしたいなと思いました。

柏女部会長 貴重なご意見ありがとうございました。

では、市東委員、お願いいたします。

市東委員 お願いします。

先ほどから乳幼児の健診というお話が出ておりますが、私は5歳児健診をぜひ入れていただきたいと思っています。やっている区もあるようですけれども、まだまだ都内全体的には5歳児健診をやっていないところのほうが多いんじゃないかと思っております。新生児健診、乳幼児健診、3歳児健診があり、その後入学前までの間が抜けていると思っております。

それから、せっかくその幼児期の健診、そして入園した保育園なり幼稚園なりで発達障害児の対応をされているようですが、今度小学校、中学校へ上がっていくという過程で、その連携がとれていない。守秘義務や個人情報という壁があって、なかなか話がそこまで行かないということを知っております。きちんとした体系を考えていかないと、支援を必要とする子供がとぎれとぎれの支援を受けながら教育を受けているのが現実だと思います。

柏女部会長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

この障害児支援についてもたくさんのご意見を頂戴いたしました。まず、まとめることは私には不可能ですけれども、方向性が見えないという点、ここはとても大事な視点ではないかと思っております。つまり、どのような視点でこの障害児支援を図っていくのか。障害児に固有のサービスを充実すればするほど、保育所や幼稚園等から障害児が逆に排除されてしまうということもあり得るわけでありまして、そういうことを考えて、国のほうで、先ほどご紹介があった資料7-2で、厚労省のほうで障害児支援のあり方に関する検討会が開かれたということです。

私が座長をさせていただきましたけれども、基本は子ども・子育て支援新制度で障害を持った子供たちをフォローしていく。それを後方支援、つまり障害児支援のサービスが後方支援していくという視点も大事にしようということが基本的な方向と。さはさりながら、先ほど来お話がありますように、医療的なケアが必要は子供たち、常時医療的なケアが必要な子供たちは、なかなか新制度の中で、つまり保育所や幼稚園等の中で受け入れていくということについては限界もあるので、そういう意味では、児童発達支援事業や児童発達支援センター、特に医療型の児童発達支援センターで受け入れていくと

というようなことも大切ではないだろうか。つまり、障害児支援も充実するとともに、新制度において、つまり健常児とともに暮らせる障害を持った子供たちを増やしていくことを後方支援すると、そういう役割が大事ではないかというのは、国の検討会の報告書の中での基本方向という形になります。こうした点も踏まえて、ぜひ、東京都の障害児支援はどういう方向を目指すのかということ、またご議論の中で含めていただければというふうに思います。

それから、それに関連することですけれども、育児と就労の両立支援の話がありました。これは先ほどあった障害児支援のあり方に関する検討会でも重要テーマとして、それを進めていくべきだということで方向性を出しております。しかしながら、児童発達支援事業のいわば延長型というものについても提案がありましたけれども、そうしたことも踏まえて、でもこれを充実すれば、そっちを充実させてしまえばするほど、保育所からまた逆に障害を持った子供たちが排除されてしまうということもありますので、ここはバランスの問題という形にはなりますけれども、児童発達支援事業やセンターと、それから、例えば日中一時支援事業などの事業の組み合わせによって、障害児支援の分野でも育児と就労の両立支援ができるような方向性を模索すべきではないだろうかというようなことを提案させていただいております。そんなことも含めてご議論いただければと思います。

3点目は、難病の子供たちですね。難病の子供たちの議論も、当然この障害児支援の中には入ってくるわけですけれども、例えば小児慢性特定疾患の子供たちとか、そうした子供たちの支援ということについても、議論はされているんだろうというふうには思いますけれども、難病に固有の支援サービスについても、ご議論をぜひお願いできればというふうに思っております。

最後に、感想になりますけれども、まさにこれまでは、いわば100人の子供たちのうちの100人をどう支援していくかということ議論してきましたけれども、いわば今日は、100人のうちの1人の子供たちをどう政策の中で、計画の中で拾い上げていくのかという議論を進めてきたかと思えます。その議論をしていくと、どうしても残りの99人、あるいは全体を含めて100人の議論のほうに跳ねてくるということは如実に感じました。つまり、1人の子供や1人の親のことを一生懸命考えることが、99人、あるいは引いては100人全体のことを考えることになるんだということ、今日、強く、改めて感じた次第であります。また、皆様方からのご意見をメールやファックス等

でも結構でございますので、ぜひ、今日の意見に議論に触発されたということで、意見がございましたら事務局のほうに メール、ファックスのほかに何かありますか。そのぐらいかな。

次世代育成支援担当課長 はい。メール、ファックスが基本ではございますけれども。

柏女部会長 わかりました。電話だとちょっと意味を忘れてしまったりとかするようなこともありますし、うまく伝わらなかったということもあるので、メールかファックスで意見をお寄せいただければいいかと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後に、事務局のほうから今後のスケジュールについてご説明をお願いしたいと思います。

次世代育成支援担当課長 それでは、資料8、今後の検討スケジュールの予定のほうをご覧ください。

今回は、第3回全体会議と第6回の計画策定部会を合同で10月10日の17時から開催いたします。テーマは、教育・保育、地域子供・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」でございます。

また、既に委員の皆様にはご連絡差し上げておりますとおり、第7回計画策定推進部会は11月6日の18時から、子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上と、子供・子育て支援施策の推進体制をテーマに開催いたします。

第8回部会以降の予定はご覧のとおりです。

委員の皆様におかれましては、ご予定のほど、よろしく願いいたします。

なお、本日の資料についてですが、資料集のファイルと次世代行動計画等の冊子については、次回の会議でも使用いたしますので、机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。また、本日の配付資料については、お持ち帰りいただいて構いませんが、机の上に置いたままにいただければ、後日郵送させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

柏女部会長 ありがとうございます。

委員の方から特に追加ではよろしいでしょうか。

それでは、年内あと2回、10月10日と11月6日、いずれもとても大切なテーマに、この計画の核心部分ということになるかと思っておりますので、ぜひご出席、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、今日の会議はこれで終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 8時08分閉会